

八王子市生ごみリサイクルリーダー認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市生ごみリサイクルリーダー（以下「リーダー」という。）を認定し、生ごみリサイクルに関する講習会、市民相談等に派遣することにより、市民における生ごみリサイクルの意識及び技術向上を図り、もって家庭における生ごみリサイクルの取り組みを推進することを目的とする。

(活動内容)

第2条 リーダーは、生ごみリサイクルに関し次に掲げる活動を行う。

- (1) 市からの要請による講演・実演等
- (2) 八王子市環境学習室（以下「学習室」という。）等との定期的な意見交換会への参加
- (3) その他普及に関する活動

(認定基準)

第3条 リーダーは、生ごみリサイクルに関する熱意と識見があり、地域への普及活動に積極的かつ市の施策に協力的な市民で、次のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）は、認定の対象としない。

- (1) 学習室が指定する団体の養成講座を修了し、同団体からリーダーに準ずる認定を受けた者
- (2) 生ごみリサイクルの活動に関し顕著な実績をあげており、かつ、市が実施する生ごみリサイクル講習会講師の助手を5回以上務めた者
- (3) その他市長が本制度の趣旨に適合し、リーダーにふさわしいと認める者

(申請)

第4条 前条の基準を満たし、リーダーの認定を受けようとする者は、八王子市生ごみリサイクルリーダー認定・更新申請書（第1号様式）により、市長に申請する。

(審査及び認定)

第5条 市は、前条の申請を受けたときは、当該申請に係わる審査を行う。

2 市は、第3条に規定する基準を満たす者をリーダーとして認定する。

(任期)

第6条 リーダーの任期は、認定日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(認定証の交付)

第7条 市は、リーダーに八王子市生ごみリサイクルリーダー認定証（第2号様式）を交付する。

(認定取消し)

第8条 市は、認定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、前条の規定に関わらず認定を取消することができる。

- (1) 第3条に規定する認定基準に適合しないことが明らかになったとき

- (2) 本制度の信用を著しく損なったとき
- (3) 第2条各号に規定する活動を1年以上行っていないとき
- (4) 認定の辞退の申し出があったとき
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が認定の取消しを適当と認めるとき

(更新)

第9条 リーダーは、認定を更新しようとする場合には、予め八王子市生ごみリサイクルリーダー認定(更新)申請書(様式第1号)により、市長に申請する。

2 市は、前項の申請を受けたときは第5条の規定に基づき審査及び認定を行う。

(派遣の対象)

第10条 第2条第1号に基づくリーダーの派遣は、原則として次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町会・自治会、学校、市民活動団体等(以下「団体」という。)が行う生ごみリサイクル推進を目的とした活動であること
- (2) 八王子市内への派遣であること
- (3) 参加者が5名以上見込まれること
- (4) その他本制度の目的に反しないこと

(派遣申請)

第11条 リーダーの派遣を希望する団体は、原則として派遣希望日の2週間前までに、八王子市生ごみリサイクルリーダー派遣申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市は、前項の規定により派遣の申請があった場合は、リーダーの中から当該申請に係る活動に適切と思われる者と協議し、派遣の了解を得られた者を派遣する。

(実施報告)

第12条 リーダーは、前条により派遣された場合、その日から2週間以内に八王子市生ごみリサイクルリーダー活動報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 団体は、リーダーが派遣された活動終了後、2週間以内に八王子市生ごみリサイクル普及活動終了報告書(様式第5号)と受講者名簿(全受講者の名前と住所を記載したもの)を市長に提出するものとする。

(謝礼の支払)

第13条 市は、前条の規定により派遣報告を受けたときは、当該リーダーに対し、別に定める「生ごみ資源化普及事業に係る講師謝礼基準」に基づき予算の範囲内において謝礼を支給するものとする。

(補足)

第14条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行する。